

平成 23 年第 8 回上小阿仁村議会定例会会議録（第 2 号）

○招集（開会） 年月日 平成 23 年 12 月 16 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○会議年月日（時間） 平成 23 年 12 月 16 日（13 時 00 分）

○出席議員

1 番	小 林	信 君	2 番	長 井	直 人 君
3 番	齊 藤	鉄 子 君	4 番	佐 藤	真 二 君
5 番	萩 野	芳 紀 君	6 番	北 林	義 高 君
7 番	伊 藤	敏 夫 君	8 番	武 石	善 治 君

○欠席議員 な し

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村	長	中 田 吉 穂
副	村 長	加賀谷 敏 明
総	務 課 長	萩 野 謙 一
住 民 福 祉 課 長		小 林 悦 次
産 業 課 長		中 嶋 辰 雄
建 設 課 長		小 林 隆
特別養護老人ホーム施設長		鈴 木 壽美子
主幹兼診療所事務長		鈴 木 義 廣
代 表 監 査 委 員		齊 藤 登
教 育 長		出 川 幸 三
教育委員会主幹兼事務局長		田 中 文 隆

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤秀明
議 会 書 記	小林京子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

- 議員提出議案の題目 な し
- 議 事 日 程
- 第 1 委 員 長 報 告
- 第 2 陳 情 審 査 報 告
- 第 3 意 見 書 案 第 1 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を
を求める意見書
- 第 4 意 見 書 案 第 2 号 「介護職員待遇改善交付金事業」を平成 24 年度以
降も継続することを求める意見書
- 第 5 意 見 書 案 第 3 号 「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見
書
- 第 6 意 見 書 案 第 4 号 社会保障と税の一体改革による消費税増税に反対
する意見書
- 第 7 意 見 書 案 第 5 号 年金受給資格期間を 10 年に短縮することを求め
る意見書
- 第 8 意 見 書 案 第 6 号 0.4%の年金引き下げを元に戻すとともに、物価
指数による年金引き下げを行わないことを求める
意見書
- 第 9 議 案 第 13 号 平成 23 年度上小阿仁村一般会計補正予算について
- 第 10 議 案 第 14 号 上小阿仁村立保育園を大館市が保育を実施する児
童に使用させることに関する協議について
- 第 11 閉会中の継続調査の申し出について

- 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

13 時 00 分 開議

- 議長（武石善治君） ただいまの出席議員は、8 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第 1 委員長報告

- 議長（武石善治） 日程第 1 先に付託しておりました事件について、委員
長の報告を求めます。総務産業常任委員長、2 番 長井直人君。

（2 番 長井直人議員 登壇）

- 総務産業常任委員長（長井直人） 上小阿仁村議会議長 様

総務産業常任委員会 委員長 長井直人

委員会審査報告書。

本委員会は、平成 23 年 12 月 14 日付託された次の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第 1 号 平成 23 年度上小阿仁村一般会計補正予算について、原案可決。

議案第 2 号 平成 23 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 3 号 平成 23 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 4 号 平成 23 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 5 号 平成 23 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 6 号 平成 23 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 7 号 平成 23 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 8 号 平成 23 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、原案可決。

議案第 9 号 平成 23 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについて、原案可決。

議案第 10 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 11 号 上小阿仁村暴力団排除条例の制定について、原案可決。

議案第 12 号 議決事項の一部変更について、原案可決。

以上です。

○議長（武石善治） 委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 1 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 1 号 平成 23 年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり、決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第2号 採決

○議長（武石善治） 議案第2号 平成23年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり、決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第3号 採決

○議長（武石善治） 議案第3号 平成23年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり、決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第4号 採決

○議長（武石善治） 議案第4号 平成23年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり、決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第5号 採決

○議長（武石善治） 議案第5号 平成23年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第6号 採決

○議長（武石善治） 議案第6号 平成23年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第7号 採決

○議長（武石善治） 議案第7号 に平成23年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第8号 採決

○議長（武石善治） 議案第8号 平成23年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第9号 採決

○議長（武石善治） 議案第9号 平成23年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第10号 採決

○議長（武石善治） 議案第 10 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 11 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 11 号 上小阿仁村暴力団排除条例の制定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 12 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 12 号 議決事項の一部変更について（村営土地改良事業）の件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

日程第 2 陳情審査報告

○議長（武石善治） 日程第 2 先に付託しておりました陳情についての委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長、2 番 長井直人君。

（2 番 長井直人 登壇）

○総務産業常任委員長（長井直人） 上小阿仁村議会議長 武石善治 様。

総務産業常任委員会 委員長 長井直人

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

受理番号、件名、審査の結果の順にご報告いたします。

陳情第 13 号 原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる発電の推進を国に求める陳情、不採択すべきもの。

陳情第 14 号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療、介護を求める陳情、

採択すべきもの。

陳情第 15 号 「介護職員待遇改善交付金の継続」の意見書採択を求める陳情、採択すべきもの。

陳情第 16 号 「社会保障と税の一体改革」の中止を求める陳情、採択すべきもの。

陳情第 17 号 「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める陳情、採択すべきもの。

陳情第 18 号 年金受給資格期間を 10 年に短縮することを求める陳情、採択すべきもの。

陳情第 19 号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情、不採択とすべきもの。

陳情第 20 号 0.4%の年金引下げを元に戻すとともに、物価指数による年金引下げを行わないことを求める陳情、採択すべきもの。

以上です。

○議長（武石善治） 委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

陳情第 13 号 採決

○議長（武石善治） 陳情第 13 号 原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる発電の推進を国に求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、不採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり不採択と決定いたしました。

陳情第 14 号 採決

○議長（武石善治） 陳情第 14 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情の件を採決いたします。

お諮りいたします。本陳情は委員長の報告のどおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第 15 号 採決

○議長（武石善治） 陳情第 15 号 「介護職員待遇改善交付金の継続」の意見書採択を求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第 16 号 採決

○議長（武石善治） 陳情第 16 号 「社会保障と税の一体改革」の中止を求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第 17 号 採決

○議長（武石善治） 陳情第 17 号 「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第 18 号 採決

○議長（武石善治） 陳情第 18 号 年金受給資格期間を 10 年に短縮することを求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第 19 号 採決

○議長（武石善治） 陳情第 19 号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、不採択と決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり不採択と決定いたしました。

陳情第20号 採決

○議長(武石善治) 陳情第20号 0.4%の年金引下げを元に戻すとともに、物価指数による年金引下げを行わないことを求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

日程第3 意見書案第1号から日程第8 意見書案第6号 上程・採決

○議長(武石善治) 日程第3 意見書案第1号 大幅増員と夜勤改善出安全・安心の医療・介護を求める意見書の件から、日程第8 意見書案第6号 0.4%の年金引下げを元に戻すとともに、物価指数による年金引下げを行わないことを求める意見書の件までを一括議題といたします。

お諮りいたします。本案は、常任委員会で審査された陳情及び調査に基づき発議されたものでありますので、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

意見書案第1号 採決

○議長(武石善治) 意見書案第1号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

意見書案第2号 採決

○議長(武石善治) 意見書案第2号 「介護職員待遇改善交付金事業」を平

成 24 年度以降も継続することを求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「議長、2 番」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） はい、2 番 長井君。

○2 番（長井直人） 少し休憩をお願いしたいのですけれども。

○議長（武石善治） 暫時休憩します。

13 時 分 休憩

13 時 分 再開

○議長（武石善治） 再開いたします。

議員の皆さんにお願いしたいと思いますが、ミスプリントの関係が出まして、意見書案第 2 号の賛成者の議員の北林義高君の名前が落ちておりますので、記入をお願いしたいと思います。

意見書案第 2 号 採決

○議長（武石善治） 意見書案第 2 号 「介護職員待遇改善交付金事業」を平成 24 年度以降も継続することを求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

意見書案第 3 号 採決

○議長（武石善治） 意見書案第 3 号 「社会保障と税の一体改革」の中止を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

意見書案第 4 号 採決

○議長（武石善治） 意見書案第 4 号 社会保障と税の一体改革による消費税増税に反対する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決さ

れました。

意見書案第5号 採決

○議長(武石善治) 意見書案第5号 年金受給資格期間を10年に短縮することを求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

意見書案第6号 採決

○議長(武石善治) 意見書案第6号 0.4%の年金引下げを元に戻すとともに、物価指数による年金の引下げを行わないことを求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第13号 上程・採決

○議長(武石善治) 議案第13号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(萩野謙一) 追加提出議案の方をお願いいたします。

1ページでございます。議案第13号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算(第9号)でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,061万1,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

19款 5項 1目民生費受入事業収入21万4,000円の追加でございます。このあとの議案にあります大館市の児童の入所に伴う保育料でございます。今月26日からの入所を予定しているものでございます。

次のページでございます。

歳出、3款 2項 2目保育園費1万9,000円の追加でございます。需用費が1万9,000円。消耗品といたしまして3,000円、賄い材料費いたしまして1

万 6,000 円。受け入れに伴う運営費の増に伴う追加でございます。

14 款 1 項 1 目予備費 19 万 5,000 円の追加でございます。財源調整といたしまして予備費に充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑がありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 13 号 採決

○（武石善治） 議案第 13 号 平成 23 年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 10 議案第 14 号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第 10 議案第 14 号 上小阿仁村立保育園を大館市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 同じく追加提案議案の 9 ページをお開きいただきたい思います。

議案第 14 号 上小阿仁村立保育園を大館市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議について。

提案理由であります。

上小阿仁村立保育園を大館市が保育を実施する児童の使用させるため、地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、協議することについて、同条第 3 項の規定に基づき議会議決を得る必要があるため、この議案を提出するものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。

上小阿仁村立保育園使用に関する協定書

これは予算のところで説明があったとおり、大館市に在住する方が出産のため上小阿仁村の方に 2 歳の子供さんを連れてくると、その子供さんを上小阿仁の保育園に方に入園させたいというふうなことで行うものであります。

第 1 条 使用させる保育園につきましては、上小阿仁村立保育園設置条例第 2 条に定める保育園とする。これは上小阿仁保育園であります。

業務の管理 上小阿仁村立保育園設置条例及び上小阿仁村立保育園管理運営規則によるものとする。

第3条 保育園の使用方法について、保育園に児童を入園させる場合は、甲の承認を得なければならない。これは村の承認を得なければならないということであります。

保育料の徴収 第4条 保育料は乙が保護する保護者より徴収するものとする。これは大館市が保護者より徴収するというふうなことになります。

経費の負担 第5条 乙はその入園児童の保育に必要な経費を甲に支出するものとする。第2項 前条の経費は、毎年度厚生労働省において定める保育単価とするというふうなことで、先ほどの予算でみさせていただきました。

請求及び支出の期限 第6条 甲は、第5条の経費を当月初日の入園児童については、当月の10日まで請求し、乙は、請求書を受理した日の当月末日までに支払うものとする。ただし、月途中の入退園児童については、翌月15日までに精算するものとするというふうなことになります。これは児童の申し込みにつきましては、12月26日から2月29日までというふうなことで申請がきております。

協定の期間 第7条 この協定の期間は、平成23年12月26日から平成24年3月31日までとする。2項 この協定の期間満了前に甲、乙いずれかが解約の通知をしない時は、期間満了の翌日から引き続き1カ年効力を有するものとする。以後、満了の時も同様とするというふうなことであります。

その他 第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定する。いうふうなことで、上小阿仁村と大館市との協定を、このように締結させていただきたいというふうなことでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑がありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第14号 採決

○（武石善治） 議案第14号 上小阿仁村立保育園を大館市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 閉会中の継続審査の申出上程・採決

○議長（武石善治） 日程第 11 閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布したとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉 会

○議長（武石善治） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成 23 年第 8 回上小阿仁村議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

13 時 34 分 閉会